

# 山梨県公報

第二千三百五十一号

平成二十五年

九月二日

月曜日

## 目次

- 平成二十五年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五八一
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出(二件)……………五八一
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………五八三
- 大規模小売店舗の名称の変更の届出……………五八三
- 平成二十五年後期技能検定の実施……………五八四
- 公共測量の実施……………五八七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………五八八
- 平成十三年三月三十日付号外第十六号中……………五八八

## 公告

●平成二十五年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十五年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横内正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五七九・一二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四二・九五ヘクタール

笛吹川土砂流出防備保安林	九八・二三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六九一・一五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四五・三〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
葦崎地区水源かん養保安林	一、〇六四・四六ヘクタール
葦崎地区土砂流出防備保安林	五六六・〇二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九〇・九九ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三九・八五ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一五八・四二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二〇・五〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一六三・九一ヘクタール

### ●大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年一月六日まで縦覧に供する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者
  - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治
  - 2 住所  
静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 ザ・ビッグ甲府長松寺店
    - (二) 所在地 山梨県甲府市長松寺町六百五十九番三外
  - 2 変更した事項
    - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	マックスバリュ甲府長松寺店
変更後	ザ・ビッグ甲府長松寺店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	変更後の住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
---------------------------	-----------------------------	--------	--------------------

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	変更後の住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
---------------------------	-----------------------------	--------	--------------------

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

届出年月日

平成二十五年七月十日

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年一月六日まで縦覧に供する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

2 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治  
住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ザ・ビッグ甲府住吉店

(二) 所在地 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	マックスバリュ甲府住吉店
変更後	ザ・ビッグ甲府住吉店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	変更後の住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
---------------------------	-----------------------------	--------	--------------------

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	変更後の住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
---------------------------	-----------------------------	--------	--------------------

3 変更の年月日

平成二十五年六月二十八日

三 届出年月日

平成二十五年七月十日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六條第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年一月六日まで縦覧に供する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横内 正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

山梨交通株式会社 代表取締役 小澤建雄

代表取締役 高野三雄

2 住所

一 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 山梨交通貢川ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲府市富竹一丁目三百三十五番一号外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	七千五百五十八平方メートル	七千三百三十二平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百二十八台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四十二台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五十二台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百六十二平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百七十七平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 百五十七立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 百六十二立方メートル

大規模小売店舗に  
 おいて小売業を行  
 う者の開店時刻及  
 び閉店時刻

開店時刻 午前十時  
 閉店時刻 午後九時

開店時刻 午前十時  
 閉店時刻 午後九時  
 (一部については二十四時間)

来客が駐車場を利  
 用することができ  
 る時間帯

午前九時三十分から午後九時  
 三十分まで

午前九時三十分から午後九時  
 三十分まで  
 (一部については二十四時間)

駐車場の自動車の  
 出入口の数及び位  
 置

数 四箇所  
 位置 届出の図面のとおり

数 五箇所  
 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日  
 平成二十六年三月十二日  
 届出年月日  
 平成二十五年七月十一日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年一月六日まで縦覧に供する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横内 正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

2 住所

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ニトリ富士吉田店
  - (二) 所在地 山梨県富士吉田市下吉田二千五百一外
- 2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) ニトリ富士吉田店	ニトリ富士吉田店

3 変更の年月日

平成二十五年七月十七日

三 届出年月日

平成二十五年七月十八日

● 平成二十五年後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 特級

特級の検定職種のうち後期（平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、**铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。**

2 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法	プレス金型製作作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
機械保全	全科目	全科目
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	全科目	全科目
プリント配線板製造	全科目	全科目
時計修理	なし	なし
光学機器製造	光学機器組立て法	光学機器組立て作業
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服パターンメイキング作業 婦人子供既製服縫製

和裁	なし	作業
強化プラスチック成形	積層防食法	エポキシ樹脂積層防食作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法 合成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工法	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業
カーテンウォール施工	なし	なし
テクニカルイラストレーション	なし	全科目
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業 機械製図CAD作業

電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
<p>3 三級</p> <p>三級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。</p>		
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法 シーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業
プリント配線板製造	全科目	全科目
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
テクニカルイラスト	なし	全科目

トレーシヨン		
機械・プラント製 図	なし	全科目
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級

単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
樹脂接着剤注入施 工	なし	なし
バルコニー施工	なし	なし

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十五年十二月四日(水)から平成二十六年二月十六日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十五年十一月二十七日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験  
(一) 実施期日

職 種	実 施 期 日
<p>1 一級及び二級 機械検査 電気機器組立て 光学機器製造 婦人子供服製造 配管 型枠施工</p> <p>2 三級 電気機器組立て 配管 貴金属装身具製作</p>	平成二十六年二月二十六日(日)
<p>1 特級 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテシウォール施工 機械・プラント製図</p> <p>3 三級 造園 機械加工 時計修理 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図</p> <p>4 単一等級 バルコニー施工</p>	平成二十六年二月九日(日)
<p>1 一級及び二級 金属ばね製造 機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 塗装</p> <p>2 三級 機械検査 プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形</p>	平成二十六年二月九日(日)

形 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図

3 単一等級  
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級及び三級(2)に該当する者を除く。)を受検する者

一万六千五百円

(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者

一万千円

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、

中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)大学(同法

第八十条第二項に規定する短期大学を含む。)若しくは高等専門学校、同法

第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四條第一項に規定する各

種学校に在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項

に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主

等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いて

いる者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている

者を除く。)

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申

請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十五年十月七日(月)から同月十八日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県

職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十四分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十六年三月十四日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成二十五年八月十九日付けで南アルプス市から次のとおり公共

測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年九月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 二 作業期間 平成二十五年八月十九日から平成二十六年一月三十一日まで
- 三 作業地域 南アルプス市の一部

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十五年九月二日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 山梨県知事 横 内 正 明  
 昭和町清水新居字屋敷前九四六の一、九四六の二、九四七の一、九四八の一、九四九の一及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 静岡県静岡市駿河区登呂六丁目三番三号 株式会社アステック 代表取締役 有我 敦司

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十五年九月二日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 山梨県知事 横 内 正 明  
 北杜市長坂町長坂上条字長大地二七〇〇の二、二七〇六の一、二七〇八の一、二七〇八の二の一部、二七一一の三の一部、二七二二の一、二七二三の一、二七四六の一、二七四六の二、二七四六の三、二七四六の四、二七四六の五、二七四六の六、二七四六の七、二七四六の八、二七四六の九、二七四六の十、二七四六の十一、二七四六の十二、二七四六の十三、二七四六の十四、二七四六の十五、二七四六の十六、二七四六の十七、二七四六の十八、二七四六の十九、二七四六の二十、二七四六の二十一、二七四六の二十二、二七四六の二十三、二七四六の二十四、二七四六の二十五、二七四六の二十六、二七四六の二十七、二七四六の二十八、二七四六の二十九、二七四六の三十、二七四六の三十一、二七四六の三十二、二七四六の三十三、二七四六の三十四、二七四六の三十五、二七四六の三十六、二七四六の三十七、二七四六の三十八、二七四六の三十九、二七四六の四十、二七四六の四十一、二七四六の四十二、二七四六の四十三、二七四六の四十四、二七四六の四十五、二七四六の四十六、二七四六の四十七、二七四六の四十八、二七四六の四十九、二七四六の五十、二七四六の五十一、二七四六の五十二、二七四六の五十三、二七四六の五十四、二七四六の五十五、二七四六の五十六、二七四六の五十七、二七四六の五十八、二七四六の五十九、二七四六の六十、二七四六の六十一、二七四六の六十二、二七四六の六十三、二七四六の六十四、二七四六の六十五、二七四六の六十六、二七四六の六十七、二七四六の六十八、二七四六の六十九、二七四六の七十、二七四六の七十一、二七四六の七十二、二七四六の七十三、二七四六の七十四、二七四六の七十五、二七四六の七十六、二七四六の七十七、二七四六の七十八、二七四六の七十九、二七四六の八十、二七四六の八十一、二七四六の八十二、二七四六の八十三、二七四六の八十四、二七四六の八十五、二七四六の八十六、二七四六の八十七、二七四六の八十八、二七四六の八十九、二七四六の九十、二七四六の九十一、二七四六の九十二、二七四六の九十三、二七四六の九十四、二七四六の九十五、二七四六の九十六、二七四六の九十七、二七四六の九十八、二七四六の九十九、二七四六の百

- 九、三〇六八の一、三〇六八の二、三〇六八の三、三〇六八の四、三〇六八の五、三〇七〇の七、三〇七四の一、三〇七四の二、三〇七四の三、三〇七四の四、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都渋谷区神宮前一丁目二十三番三十号 宗教法人「生長の家」 代表役員 磯部 和男

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成十三年三月三十日付山梨県規則第五十号(山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則)

六	上	終わりから三	無効期限	無効期限
---	---	--------	------	------